

習志野市 消防団 だより

令和5年度版

No.26

令和6年習志野市消防出初式



令和6年1月14日(日)に消防訓練棟及び市役所駐車場にて、習志野市消防出初式が挙行されました。今年は、昨年12月に竣工しました消防訓練棟のお披露目も兼ねて開催いたしました。また、市民の方とのふれあいコーナーを設け、消防車両の展示や子供用防火衣の着装体験なども行いました。今年は式典のほか、習志野市防災協会がリニューアルした腕用ポンプである雲龍水を団員が放水演技を披露するとともに、職団員と消防車による行進や訓練棟を使った訓練披露、はしご車乗車体験を行い、1000人を超える市民の皆様および来賓の方々にご覧いただきました。

飯田裕一消防団長は式典の訓示で1月1日に発生した能登半島地震において被災された方に対しお見舞いと哀悼の意を表すと共に、「このような災害は決して他人事ではありません。団員各位はもとより、全ての人々が、もし習志野市で起こったらどのように対応していくかを考えていかなければなりません。助けが必要な人も、救いの手を差し伸べる人も、復興に向けてどのような考え方が必要なのかを学ぶ必要があります。そのため我々消防団員は、消防職員、消防協力隊と連携し、より一層知識・技術の向上を図る必要があります。新年を迎え団員各位には改めて消防団の目的を再確認して頂き、今まで以上に様々な災害に対する対応能力の向上をしていただきたいと思います。」と述べました。この言葉を胸に我々消防団は、より一層市民の安全・安心のために努力していきます。

消防団夏季訓練

令和5年9月3日(日)、消防本部屋内訓練室等において消防団夏季訓練を実施しました。毎月行っている各分団での訓練とは別に、春・夏・秋と年3回、全分団での合同訓練を実施しております。今回の夏季訓練では、消防総務課職員による、火災活動に向けた講習と心肺蘇生法を行いました。



消防団秋季総合訓練

令和5年11月5日(日)、習志野市役所駐車場において消防団秋季総合訓練を実施しました。今回の秋季総合訓練では、実戦的に火災を想定し、出動するところから放水までを行いました。この訓練では、夏季訓練の講習で学んだ内容を踏まえ、各分団が連携して放水体系を取ることで、効率の良い活動ができるようになる事を目的としています。今後もこのような訓練を行うことで、いざという時に安全・確実・迅速に活動していきます。



歳末警戒

年末の28、29、30日に習志野市内全域に火災の発生を未然に防ぐため歳末警戒を実施しました。各分団が市内を夜間19時から21時頃まで消防団車両で警鐘を鳴らしながら巡回しました。昨年の火災件数は19件ありましたが、今後も消防団活動として市民の皆様には防火を呼びかけるとともに、地域の安全・安心のために尽力いたします。



消防団員募集!!

あなたも消防団員として市民の安全、安心のために協力してみませんか？会社員、学生などさまざまな人たちが活躍しています。

どんな活動をするの？

消防団は様々な役割を担います。

◆災害時には

災害現場での消火活動をはじめ、地震や風水害といった大規模災害時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導、災害防御など様々な現場で活躍しています。

◆平常時には

地域で実施される消火・防災訓練や応急手当の指導、祭礼や花火大会での火災予防警戒など、その他さまざまな地域活動に参加しています。

入団資格

- ・市内在住または在勤、在学の18歳以上60歳未満(男女不問)
- ・心身ともに健康で、身近な人を守りたい!! という熱意のある方であればOK!!

習志野市消防団

検索



習志野市消防団だより

NO.26 令和5年度版

「消防団協力事業所」を知っていますか？

消防団協力事業所って？

消防団の活動に積極的に協力している事業所その他の団体を消防長が認定する制度で、協力事業所には表示証を交付いたします。

認定要件は？

1. 従業員が消防団員として2名以上入団している事業所等であること。
2. 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等であること。
3. 災害時における資機材等の提供、消防団の訓練場の提供、消防団広報等の消防活動に協力している事業所等であること。
4. 前3号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているものとして、消防長が特に優良と認める事業所等であること。

上記要件の内、1つでも該当していればOK！

「習志野市学生消防団活動認証制度」を知っていますか？

どんな制度??

消防団活動を行っている学生（大学生、専門学生等）が一定の条件を満たした場合、市長から認証を受けられる制度です。

一定の条件って？

大学生等又は大学、大学院及び専修学校を卒業した日から3年以内のものであって、在学中に消防団員として1年以上活動があるもので、次のいずれかに該当するもの。

1. 任意の1年間に10回以上習志野市消防団条例第13条第1項に規定する職務に従事したもの。
2. 国又は地方公共団体が主催する消防操法に関する大会において入賞したもの。
3. 消防団長が行う表彰を受賞したもの。
4. 前3号に掲げるもののほか、消防団長が推薦に値すると認めるもの。

この認証を受けた学生は・・・自身の就職活動において自己PRなどに活用できます！！

企業としては・・・社会貢献実績のある人材や、団体行動、規律等を身に着けた人材を確保しやすくなります。また、消防団員経験者を採用することで、企業における災害対応能力の向上が期待できます。



詳しくは動画でチェック！

やりがい、仲間、地域の誇り 消防団



QRコード

※こちらのQRコードが新しくなりました。

消防本部からのお知らせ

習志野市消防本部PR動画を作成しました！

習志野市 消防本部 PR 動画



消防団に関するお問合せ：消防本部消防総務課消防団係まで ☎047(452)1282